

Q

未成年の子どもが自転車で事故を起こしたら？

相談者の気持ち



高校生の息子がスマホを操作しながら自転車に乗っていてお年寄りに接触し、けがをさせてしまいました。どのような責任を負うことになるのでしょうか？

菅原 修 Sugawara Shu 弁護士。第一東京弁護士会、子ども法委員会所属。

一般民事事件、夫婦・子どもの問題、相続問題等の家事事件、企業法務、刑事事件などを広く手がける。
協力：萩谷 雅和（萩谷法律事務所）

A

刑事・民事両方の責任を問われる可能性があります。例えば 2017 年 12 月頃、神奈川県川崎市市内において、自転車で走行中の女子大学生が歩行者に衝突し、死亡させる事故が起きました。報道によれば「ながらスマホ」等による前方不注視が衝突の原因であり、加害者の女子大学生は、重過失致死罪で書類送検されています。本件でも刑事責任を問われる可能性があります。

また、相談者の子どもの行為は、前方を注視して歩行者に接触しないよう安全に走行する義務を負っていたにもかかわらず、それを怠った（過失）ということができ、被害者のお年寄りに対して、民法（以下、法）709 条に基づき不法行為責任（民事責任）を負うこととなります。具体的には、治療費、入通院費用、介護費用や後遺症の慰謝料・逸失利益などについて損害賠償義務を負います。けがの程度等によりますが、数千万円の損害賠償義務を負うケースもあります。

未成年者であっても、責任能力（法 712 条参照）がある場合には、損害賠償義務（不法行為責任）を負います。責任能力の有無は、おおむね 12 歳程度を目安として判断されていますので、高校生である相談者の子どもは、自ら損害賠償義務を負うこととなります。なお、子どもに責任能力が認められない場合は、法 714 条に基づき、親権者等の監督義務者が損害賠償

義務を負います。また、子どもに責任能力が認められる場合であっても、監督義務者が、自らの監督義務違反を理由として法 709 条に基づき損害賠償責任を負う可能性があります（最高裁昭和 49 年 3 月 22 日判決参照）。

一般的に、未成年者には、損害賠償金を支払うことができるような資力がありません。また、成人している場合であっても、高額な損害賠償金を支払う資力がある人は多くないでしょう。不慮の自転車事故に備える任意保険として、いわゆる自転車保険があり、加害者になってしまった場合の補償は、個人賠償責任保険（補償）などと呼ばれます。この個人賠償責任保険と同様の補償内容が、火災保険等に特約として付帯していることもあるため、ご自身が加入している各種保険の補償内容を確認してみてください。なお、個人賠償責任保険には、「故意または重大な過失」がある場合に保険金が支払われない旨の免責事項が定められていることがありますので、ご注意ください。

近年、自転車事故で高額な損害賠償義務が発生するケースにおいて、加害者の資力が不足し、被害者救済が十分になされないことを防止するため、いくつかの自治体が、自転車保険への加入を自転車の購入者の義務または努力義務とする条例を制定しました。今後も、同様の条例を制定する自治体が増加すると予想されますので、お住まいの自治体の動向に着目しましょう。